

厚木基地の住宅防音工事補助対象区域に係る再告示に際しての問題解決に関する意見書

国は、令和6年度以降早期での厚木基地に係る住宅防音工事補助対象区域の見直し（再告示）を目指している。

しかしながら、この見直しに関しては、事前に解決すべき「80W及び75W区域内に所在する逆転現象を伴う告示後住宅※の解消」という大きな問題が存在している。平成18年1月17日の告示は、それまでと同様に追加告示方式で行ったため、過去には一旦解消された「逆転現象を伴う告示後住宅」を再度発生させた。しかし、国からは、いまだ具体的な解消策が一向に示されていない。

さらに、指定再告示方式による区域見直しにより現在の補助対象区域が大幅に縮小され、それに合わせ、たなざらし状態となっている告示後住宅が根こそぎ「切り捨てられる」おそれが生じてきている。区域指定基準の再検討を含め、具体的な対応策が必要不可欠と考える。

よって、補助対象区域に関し、次の事項が実現されるよう強く求める。

- 1 80W及び75W区域内に所在する「逆転現象を伴う告示後住宅」について、その具体的な解消策を早急かつ明確に示すこと
- 2 区域見直しについては、告示後住宅の解消策を含め、関係住民に理解を得るための丁寧な説明を行うこと

※告示後住宅

昭和61年9月10日に告示された住宅防音工事補助対象区域内に所在する、昭和61年9月11日以降平成18年1月17日までに建てられた住宅

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月26日

大和市議会